

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 71)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		外貨建資産等の期末換算方法等の変更承認申請書		※整理番号	
				※課税/非課税	
連 結 子 法 人	(フリガナ)	法人名	〒	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	(局 署)	電話() -	部 門	
	代表者氏名		〒	決 算 期	
	代表者住所		〒	業 種 番 号	
	事 業 種 目		業	整 理 簿	
自 平成 年 月 日 (連結) 事業年度から外貨建資産等の期末換算方法等を下記のとおり変更したいので申請します。		記 外貨建資産等の区分 外国通貨の種類 現によっている期末換算方法等 左の期末換算方法等を採用した年月日 採用しようとする新たな期末換算方法等 変更しようとする理由			
(その他の参考事項)		(その他の参考事項)			
税 理 士 署 名 押 印		⑩			
※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備 考

15. 00 改正

(法 1 3 5 3)

(規格 A 4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 66)

外貨建資産等の期末換算方法等の変更承認申請書

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿				※整理番号	
連 結 子 法 人	(フリガナ)	法人名	〒	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	(局 署)	電話() -	部 門	
	代表者氏名		〒	決 算 期	
	代表者住所		〒	業 種 番 号	
	事 業 種 目		業	整 理 簿	
自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 事業年度から外貨建資産等の期末換算方法等を下記のとおり変更したいので申請します。		記 外貨建資産等の区分 外国通貨の種類 現によっている期末換算方法等 左の期末換算方法等を採用した年月日 採用しようとする新たな期末換算方法等 変更しようとする理由			
(その他の参考事項)		(その他の参考事項)			
税 理 士 署 名 押 印		⑩			
※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備 考

14-07改正

(法 1 3 5 3)

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 71)</p> <p style="text-align: center;">外貨建資産等の期末換算方法等の変更承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、<u>単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)</u>又は<u>連結親法人</u>が、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 外貨建資産等の期末換算の方法につき、<u>法人税法施行令(以下「法令」といいます。)</u>第122条の6《外貨建資産等の期末換算の方法の変更の手続》及び<u>法令第155条の6(個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用)</u>の規定に基づいて、現によっている期末換算の方法を変更しようとする場合</p> <p>(2) 短期外貨建資産等(外貨建資産等のうち、その決済による本邦通貨の受取又は支払の期限がその<u>事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から一年を経過した日の前日までに到来するもの</u>をいいます。)<u>につき、法令第122条の11(為替予約差額の一括計上の方法の変更の手続)及び法令第155条の6(個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用)</u>の規定に基づいて、既に選定している法人税法第61条の10に規定する為替予約差額の一括計上の方法(以下「<u>為替予約差額の一括計上の方法</u>」<u>と</u>いいます。)<u>を変更しようとする場合</u></p> <p>2 この申請書は、<u>新たな期末換算の方法を採用しようとする事業年度又は為替予約差額の一括計上の方法を変更しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</u></p> <p>この場合、その変更の対象とした<u>事業年度又は連結事業年度終了の日(その事業年度について中間申告書を提出すべき内国法人については、その事業年度又は連結事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日)までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日において承認があったものとみなされます。</u></p> <p>3 外貨建資産等の期末換算の方法の変更については、<u>外国通貨の種類、かつ、外貨建資産等の区分を異にすることに行うことができます。また、為替予約差額の一括計上の方法の変更は、外国通貨の種類を異にすることに行うことができます。</u></p> <p>なお、事業所ごとに期末換算の方法を変更しようとする場合には、「(その他参考事項)欄」等に事業所名を記載した上、別業にしてこの申請書を記載してください。</p> <p>(注) 外貨建資産等の区分とは、次に掲げる別をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 短期外貨建債権債務(外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取り又は支払う期限が<u>事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務</u>) 長期外貨建債権債務(短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務) 満期保有目的有価証券(償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したものととして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券) 償還有価証券(売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券(上記3の有価証券を除きます。)) 短期外貨預金(外貨預金のうちその満期日が<u>事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来する外貨預金</u>) 長期外貨預金(短期外貨預金以外の外貨預金) <p>4 各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1)「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「<u>法人名</u>」、「<u>納税地</u>」、「<u>代表者氏名</u>」、「<u>代表者住所</u>」及び「<u>事業種目</u>」を記載してください。</p> <p>(2)「<u>連結子法人</u>」欄には、当該子法人の「<u>法人名</u>」、「<u>本店又主たる事務所の所在地</u>」、「<u>代表者氏名</u>」、「<u>代表者住所</u>」及び「<u>事業種目</u>」を記載してください。</p> <p>(3)「外貨建資産等の区分」欄には、その外貨建資産等の上記3(注)の区分を記載してください。</p> <p>なお、1の(2)の場合は、この欄の記載は省略して差し支えありません。</p> <p>(4)「<u>外国通貨の種類</u>」欄には、その国の貨幣単位を記載してください。</p> <p>(5)「<u>現によっている期末換算方法等</u>」欄には、1の(1)の場合は、現在採用している期末換算の方法(期末換算方法の届出を行わなかったため法定の期末換算の方法によることとされている場合には、その期末換算の方法を含みます。以下同じ。)を記載し、1の(2)の場合は「<u>為替予約差額の一括計上の方法</u>」と記載してください。</p> <p>(6)「<u>左の期末換算方法等を採用した年月日</u>」欄には、現在採用している期末換算方法等を最初に採用又は選定した<u>事業年度又は連結事業年度の開始の日</u>を記載してください。</p> <p>(7)「<u>採用しようとする新たな期末換算の方法等</u>」欄には、これから採用しようとする期末換算の方法を記載してください。なお、1の(2)の場合は「<u>為替予約差額の一括計上の方法以外の方法</u>」と記載してください。</p> <p>(8)「<u>変更しようとする理由</u>」欄には、期末換算の方法等を変更する理由をできるだけ詳細に記載してください。</p> <p>(9)「<u>税理士署名押印</u>」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(10)「<u>※</u>」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 66)</p> <p style="text-align: center;">外貨建資産等の期末換算方法等の変更承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、<u>(追加)</u>次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 外貨建資産等の期末換算の方法につき、<u>法人税法施行令(以下「施行令」といいます。)</u>第122条の6《外貨建資産等の期末換算の方法の変更の手続》<u>(追加)</u>の規定に基づいて、現によっている期末換算の方法を変更しようとする場合</p> <p>(2) 短期外貨建資産等(外貨建資産等のうち、その決済による本邦通貨の受取又は支払の期限がその<u>事業年度終了の日の翌日から一年を経過した日の前日までに到来するもの</u>をいいます。)<u>につき、施行令第122条の11(為替予約差額の一括計上の方法の変更の手続)(追加)</u>の規定に基づいて、既に選定している法人税法第61条の10に規定する為替予約差額の一括計上の方法(以下「<u>為替予約差額の一括計上の方法</u>」<u>と</u>いいます。)<u>を変更しようとする場合</u></p> <p>2 この申請書は、<u>新たな期末換算の方法を採用しようとする事業年度又は為替予約差額の一括計上の方法を変更しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</u></p> <p>この場合、その変更の対象とした<u>事業年度終了の日(その事業年度について中間申告書を提出すべき内国法人については、その事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日)までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日において承認があったものとみなされます。</u></p> <p>3 外貨建資産等の期末換算の方法の変更については、<u>外国通貨の種類、かつ、外貨建資産等の区分を異にすることに行うことができます。また、為替予約差額の一括計上の方法の変更は、外国通貨の種類を異にすることに行うことができます。</u></p> <p>なお、事業所ごとに期末換算の方法を変更しようとする場合には、「(その他参考事項)欄」等に事業所名を記載した上、別業にしてこの申請書を記載してください。</p> <p>(注) 外貨建資産等の区分とは、次に掲げる別をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 短期外貨建債権債務(外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取り又は支払う期限が<u>事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務</u>) 長期外貨建債権債務(短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務) 満期保有目的有価証券(償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したものととして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券) 償還有価証券(売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券(上記3の有価証券を除きます。)) 短期外貨預金(外貨預金のうちその満期日が<u>事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来する外貨預金</u>) 長期外貨預金(短期外貨預金以外の外貨預金) <p>4 各欄は、次により記載してください。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(1) 「外貨建資産等の区分」欄には、その外貨建資産等の上記3(注)の区分を記載してください。</p> <p>なお、1の(2)の場合は、この欄の記載は省略して差し支えありません。</p> <p>(2) 「外国通貨の種類」欄には、その国の貨幣単位を記載してください。</p> <p>(3) 「現によっている期末換算方法等」欄には、1の(1)の場合は、現在採用している期末換算の方法(期末換算方法の届出を行わなかったため法定の期末換算の方法によることとされている場合には、その期末換算の方法を含みます。以下同じ。)を記載し、1の(2)の場合は「<u>為替予約差額の一括計上の方法</u>」と記載してください。</p> <p>(4) 「<u>左の期末換算方法等を採用した年月日</u>」欄には、現在採用している期末換算方法等を最初に採用又は選定した<u>事業年度の開始の日</u>を記載してください。</p> <p>(5) 「<u>採用しようとする新たな期末換算の方法等</u>」欄には、これから採用しようとする期末換算の方法を記載してください。なお、1の(2)の場合は「<u>為替予約差額の一括計上の方法以外の方法</u>」と記載してください。</p> <p>(6) 「<u>変更しようとする理由</u>」欄には、期末換算の方法等を変更する理由をできるだけ詳細に記載してください。</p> <p>(7) 「<u>税理士署名押印</u>」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(8) 「<u>※</u>」欄は、記載しないでください。</p>